

岩手県広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩手県（以下「県」という。）が保有する公有財産、物品及び印刷物等（以下「県有資産」という。）に民間企業等の広告（法令等に基づく表示又は国、地方公共団体その他の公共団体若しくはこれらの委託を受けた者が公共のためにする表示等であつて、広告掲載料を徴収することが適当でないといふことが認められるものを除く。以下同じ。）を掲出し、又は掲載する媒体（以下「広告媒体」という。）として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(県有資産の有効活用)

第2条 県有資産を所管する本庁各部長（以下「部長」という。）は、その所管する県有資産の未利用部分を広告媒体として有効に活用することにより、県の新たな財源を確保し、もつて県民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与するよう努めるものとする。

(県有資産の適正な使用)

第3条 県有資産を広告媒体として広告をする者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公有財産規則（昭和39年岩手県規則第40号）、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）その他関係法令等の定めるところに従い、適正に使用しなければならない。

2 部長は、その所管する広告媒体について、屋外に掲出するものを募集するときは、あらかじめ、当該広告の規格等が屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）又は当該県有資産が所在する市町村の屋外広告物等に関する条例等の規定に違反しないものであることを確認した上で募集しなければならない。

(広告掲載の範囲)

第4条 県有資産を広告媒体とする広告の掲出又は掲載（以下「広告掲載」という。）は、県の事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、その用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの

(11) 比較広告

(12) その他県有資産の性質等に照らし広告を掲載することが適当でない認められるもの

3 広告掲載に係る業種及び事業者並びに前項に規定する広告掲載の内容に係る基準（以下「広告取扱基準」という。）は、総務部長が別に定める。

（広告掲載の付記事項等）

第5条 広告掲載に当たっては、当該広告が民間企業等の広告であることを明確にするため、原則として、県の広報等と広告掲載欄とを区分し、及び当該広告掲載欄に「広告欄」等の文言を記載して民間企業等の広告欄であることを明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関する事その他必要な事項を注記するものとする。

（広告掲載希望者の募集）

第6条 部局長は、その所管する県有資産を広告媒体とする広告を掲出し、又は掲載しようとするときは、本要綱及び広告取扱基準に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項を個別の要領に定め、次に掲げる募集の条件を明示して、広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を募集するものとする。

- (1) 広告媒体の名称及び内容
- (2) 募集する広告の規格及び数量並びに広告掲載の期間
- (3) 広告掲載の範囲及び基準
- (4) 申込みの時期及び方法
- (5) 広告掲載料の基準となる額
- (6) その他部局長が定める事項

（広告掲載の申込み）

第7条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（書式例1）により部局長に申し込むものとする。

（広告の選定）

第8条 部局長は、前条の規定による申込みがあったときは、本要綱及び広告取扱基準等に定める広告掲載の範囲及び基準に適合するもののうち、申込みに係る広告掲載料の額が最も高いものを選定するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、部局長は、特に必要があると認めたときは、広告媒体の性質等に応じて部局長が別に定める基準により選定の順位を決定することができる。
- 3 部局長は、第1項の選定に当たっては、その結果等について、申込みを行った広告掲載希望者に通知（書式例2及び3）するものとする。

（契約書の作成等）

第9条 部局長は、広告掲載の決定をしたときは、契約書（書式例4）を作成し、又は当該広告掲載

の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）から請書等を徴するものとする。

2 前項の請書等には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 広告掲載の内容に関する事項
- (2) 広告掲載料に関する事項
- (3) 第 10 条、第 12 条及び第 13 条に定める事項
- (4) その他部局長が必要と認める事項

（広告掲載の取消し）

第 10 条 部局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告主への催告等を行わずに広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
- (2) 広告主が県の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (5) 広告主が書面により掲載取下げを申し出たとき。
- (6) 県の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

（広告掲載料の徴収）

第 11 条 広告主から徴収する広告掲載料の基準となる額は、類似の取引事例を勘案の上、部局長が事前に定めるものとする。

- 2 広告掲載料は、広告掲載に当たり、行政財産の目的外使用の許可において行政財産使用料条例（昭和 39 年岩手県条例第 42 号）に定める使用料を徴収する場合においても、別に徴収するものとする。
- 3 広告掲載料は、広告掲載に当たり、屋外広告物条例に定める許可申請における申請手数料を徴収する場合においても、別に徴収するものとする。

（広告掲載料の返還）

第 12 条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

（広告主の責務）

第 13 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを県に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

(協議)

第14条 県有資産を媒体とする広告の実施に関し、この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、部局長及び広告主が誠意をもって協議するものとする。この場合において、部局長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、総務部管財課総括課長に協議するものとする。

(その他)

第15条 広告掲載に係る財務に関する事項は、会計規則その他関係規程の定めるところによるものとする。

- 2 部局長は、広告代理店を通じて広告掲載希望者の募集等を行うことができる。この場合において、広告代理店の募集及び選定並びに広告掲載に係る契約の締結等に関し必要な事項は、広告掲載希望者の募集等に関する本要綱の規定に準じて部局長が別に定めるものとする。
- 3 本要綱及び広告取扱基準に定めるもののほか、県有資産を広告媒体とする広告の実施に関し必要な事項は、部局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月4日から施行する。

(書式例1)

広告掲載申込書

岩手県広告取扱要綱第7条の規定に基づき、広告掲載を次のとおり申し込みます。

なお、この申込書及びその添付書類については、事実と相違ないこと、法令等を遵守していること、岩手県広告取扱要綱及び広告取扱基準並びに〇〇〇広告要領（部局長が定める個別の要領の名称）を遵守すること、県税の滞納がないこと並びに消費税及び地方消費税に係る未納がないことを誓約します。

平成 年 月 日

(知事) 様

住所 〒
商号又は名称

代表者氏名



記

- 1 掲載を希望する媒体の名称等
- 2 掲載希望期間
- 3 掲載希望枠数
- 4 連絡先
 - (1) 担当部署及び担当者氏名
 - (2) 電話番号及びFAX番号
 - (3) 電子メールアドレス
- 5 添付書類
 - (1) 広告図面及び説明書等
広告図案（イメージ、ラフ・スケッチ）、文面（原稿案等）、説明書等
 - (2) 広告主に係る資料
 - ・ 会社概要等（業種がわかるもの）
 - ・ 広告主のホームページのURL

注 この書式は例示であり、広告媒体の特性又は申込対象の実情に応じ、必要な事項を追加し、又は削除して使用すること。

(書式例3)

〇 〇 第 号
平成 年 月 日

(申込者) 様

(知 事)

広告掲載について

《広告主に対する通知文例》

平成〇年〇月〇日付けで申込みのありました広告について、掲載することとしましたので、通知します。
つきましては、岩手県広告取扱要綱第9条の規定に基づく契約書（書式例4）及び広告原稿の版下を平成〇年〇月〇日までに提出してください。

連絡先：〇〇部〇〇課〇〇担当（担当者）
電話番号： （内線 ）

注 この書式は例示であり、広告媒体の特性又は申込対象の実情に応じ、必要な事項を追加し、又は削除して使用すること。

(書式例4)

岩手県有資産への広告掲載に関する契約書

契約の名称

掲 載 期 間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

契 約 金 額 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

契約保証金

岩手県 (以下「甲」という。)と〇〇〇〇 (以下「乙」という。)とは、△△ (広告媒体名)に乙が作成した広告を掲載することについて、次の条項により契約を締結する。

(広告の作成及び掲載)

第1条 乙は、岩手県広告取扱要綱及び広告取扱基準並びに〇〇〇〇広告要領 (部局長が定める個別の要領の名称)に基づき、△△に掲載する広告を作成するものとする。

2 乙は、△△に掲載する広告について、事前に甲に承諾を得るものとする。

(苦情等の処理等)

第2条 乙は、甲に対し、乙が作成した広告が法令等に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害するものではないことを保証するものとする。

2 乙は、甲が第三者から乙が作成した広告を掲載したことにより苦情、損害賠償請求等を受けたときは、その責任及び負担においてこれを処理しなければならない。

3 乙は、乙が作成した広告が法令等に違反し、又は第三者の権利を侵害していることを理由として甲に損害又は損失が発生した場合においては、当該損害又は損失を補償しなければならない。

4 甲は、乙が作成した広告を掲載したことにより乙に損害が発生した場合でも、乙に対して何らの責任も負わない。

(広告掲載料)

第3条 乙は、広告掲載料として頭書の金額を甲に支払うものとする。

2 広告掲載料は、甲が発行する納入通知書により、甲が定める期日までに支払わなければならない。

(広告の不掲載に伴う広告掲載料の取扱い)

第4条 甲は、乙が広告を作成しなかった場合その他乙の責めに帰すべき事由により広告を掲載しなかったときは、乙に対し、当該広告を掲載しなかった期間に係る広告掲載料を請求することができる。この場合において、乙は、甲に対し、広告掲載料の減額請求、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

2 乙は、甲の責めに帰すべき事由により広告が掲載されなかったときは、甲に対し、当該広告が掲載されなかった期間に係る広告掲載料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(支払遅延)

第5条 乙は、広告掲載料を甲が定める期日までに支払わなかったときは、当該広告掲載料について、遅

延日数に応じ、年（会計規則第 117 条第 1 項に規定する割合）パーセントの割合で計算した違約金を甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙が広告掲載料を甲が定める期日までに支払わなかったときは、乙が当該広告掲載料を納入するまでの間、この契約に基づく広告の掲載を行わないことができる。この場合において、乙は、広告掲載料の減額請求、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

（契約の解除）

第 6 条 甲は、乙がこの契約に違反したとき又は乙の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合には、乙は、甲に対して負担する一切の債務に関する期限の利益を直ちに喪失する。

3 第 1 項の規定により甲がこの契約を解除した場合には、乙は、甲に対して損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

（不当介入に対する措置）

第 7 条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、甲に報告するとともに、警察署に届出を行わなければならない。

（秘密の保持）

第 8 条 甲及び乙は、この契約の履行上知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。

（権利義務の譲渡等）

第 9 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（その他）

第 10 条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

岩手県

代表者 岩手県知事 氏 名 

住所

氏 名 

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）